

令和7年10月20日

公 告

陸上自衛隊出雲駐屯地
業務隊長 藤 井 浩 之
(公印省略)

陸上自衛隊出雲駐屯地内において展示即売店を設置し、経営を行う者について、下記のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び上記第2号から第5号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 募集業種

- (1) キッチンカーによる食品販売
- (2) 厚生センター内での食料品、衣料品、訓練用品、その他の物品販売（ただし生鮮食品、現地調理品は除く。）

3 設置期間及び設置要領

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち出店を希望する日で、国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4 設置場所

島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地内 厚生センター内中央部（屋内）または、
厚生センター西側入口（屋外）

5 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和7年10月20日（月）09時00分から
令和7年10月31日（金）16時00分まで（ただし、土、
日、祝日等を除く。）
- (2) 場 所 下記問い合わせ先に同じ

6 現地説明会

現地において説明及び確認を希望される業者は、下記の期間現地説明会を実施します。

- (1) 日 時 令和7年11月4日（火）から令和7年11月7日（金）
- (2) 場 所 出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 厚生センター内図書室
- (3) 携行品 募集要領、仕様書
- (4) 調整先 参加希望者は、令和7年10月31日（金）16時00分まで
に会社名、参加者名（1社2名以内）、連絡先を下記問い合わせ先
まで連絡してください。

7 その他

細部事項は、募集要領による。

8 問い合わせ先

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1

陸上自衛隊出雲駐屯地業務隊厚生科（厚生センター内）

電話 0853-21-1045 内線325 担当：笠井（かさい）

募 集 要 領

出雲駐屯地業務隊厚生科

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊出雲駐屯地内において、隊員等の福利厚生の実を充実するため、展示即売店の設置及び経営を行う者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集業種等

別添「展示即売店に関する仕様書」のとおり。

4 応募の手続き等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、以下のとおり提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書（別紙第1） 1部
 - (イ) 企画提案書（別紙第2） 1部次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
 - b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

- d 衛生管理方法
 - e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - f 防衛省における営業方針
 - g その他のアピールポイント等
 - h 設置希望日（別紙第4）
- (ウ) 企画提案書附属書類 1部
販売予定商品カタログ、企画提案書の具体的な資料等があれば添付する。
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。なお、提出された書類は返納しない。）
- a 業務確約書（別紙第5）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本）の写し
 - c 財務諸表（直近の収支状況がわかるもの）の写し
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書の写し
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書の写し
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
 - h 誓約書（別紙第6）
 - i 役員名簿（別紙第7）
- 注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格結果通知書」の写しをもって、b、c及びdに定める書類に代えることができる。
- イ 提出先
〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊厚生科
電話 0853-21-1045 内線325
- ウ 提出期限
令和7年11月21日（金）必着（郵送可）
- (2) 応募者の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
 - ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、決定する。

6 決定日等（予定）

(1) 決定日

令和7年12月12日（金）予定

(2) 要領

決定者には、書面をもって通知する。

7 決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営者として決定された者は、以下に定める必要書類を提出すること

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書及び附属書類（別示）

(2) 提出先

第6条第1項イに同じ。

(3) 提出期限

令和8年1月5日（月）（郵送可）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
出雲駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

陸上自衛隊出雲駐屯地内において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企 画 提 案 書

会 社 名 :

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
c	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
d	衛生管理方法
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
f	防衛省における営業方針
g	その他のアピールポイント等
h	設置希望日（別紙第4）

設置希望申請書（ 屋内 、 屋外 ）

令和8年度	設置希望日	備 考
4月	日（ 日）	
5月	日（ 日）	
6月	日（ 日）	
7月	日（ 日）	
8月	日（ 日）	
9月	日（ 日）	
10月	日（ 日）	
11月	日（ 日）	
12月	日（ 日）	
1月	日（ 日）	
2月	日（ 日）	
3月	日（ 日）	

- ※1 屋内、屋外どちらかに○を記入すること。
- ※2 予備日を（ ）内に必ず記入すること。
- ※3 予備日は同月内に設けることとする。
- ※4 年度途中での追加は不可能です。（国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納するため。）

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
出雲駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊出雲駐屯地における展示即売店の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付物件又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第1の3により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

出雲駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

称号又は名称

代表者の氏名

印

役員名簿

令和 年 月 日

商号・氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所

展示即売店に関する仕様書

仕 様 書

1 総 則

本件は、令和8年度展示即売店の設置及び経営に関して規定する。

2 業種及び業務内容

(1) 業 種

ア キッチンカーによる食品販売

イ 食料品、衣料品、訓練用品、その他の物品販売（ただし生鮮食料、現地調理品は除く。）

(2) 業務内容

陸上自衛隊出雲駐屯地内における展示即売店の設置及び経営に関する業務

3 場 所

島根県出雲市松寄下町1142-1

(1) 陸上自衛隊出雲駐屯地厚生センター西側 (9.00㎡)

(2) 陸上自衛隊出雲駐屯地厚生センター屋内中央 (15.00㎡)

4 期 間

令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち、事前に申請された日。

なお、当該日の展示即売店の設置は、原則屋外1130～1330及び1700～2100、屋内1000～1900までの間とする。（設置及び撤去等に係る時間を含む。）

5 受託者に係る事項

(1) 受託者の資格等に関する事項

代表者及び従業員は、日本国籍を有する者であること。

(2) 費用負担

ア 区画面積に応じた使用料を国有財産使用料として徴収する。

(ア) 屋外 20円（1㎡/日）（消費税抜き、予定）

(イ) 屋内 30円（1㎡/日）（消費税抜き、予定）

イ 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納する。

また、自己の都合により本業務を解除する場合は、前納した使用料は請求できないものとする。

ウ 上記以外の本業務に係る費用は、受託者の負担とする。

(3) 商品に関する事項

万一、商品に瑕疵等があった場合には、良心的に対応すること。

(4) 遵守事項

ア 業務遂行上必要とされる関係法令を遵守できること。

イ 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

ウ 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(5) 駐屯地内への立ち入りに関する事項

駐屯地への出入りについては、駐屯地の定めに従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。

(6) 報告に関する事項

展示即売会の販売品目、数量及び売上金額を翌月10日までに報告すること。

6 情報保全に関する事項

受託者は本業務の遂行上知り得た自衛隊に関する情報及び隊員の個人情報について第三者に開示しないこと。

7 本仕様書に関する事項

本仕様書に疑義等がある場合は、官側と協議するものとする。